令和８年（フ）第５１３１号
大阪市東成区東小橋３丁目２番４号　チェリー・ワン鶴橋駅前　313号
債務者　北岡　明子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１４５号
大阪府八尾市恩智南町３丁目21番地
債務者　橋本　琴乃
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１６１号
大阪府池田市新町１番９―301号
債務者　渡邊　嘉巳
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１８６号
大阪府枚方市桜町11番50号、前住所大阪府高槻市塚原５丁目15番10号
債務者　小泉　美樹
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２０６号
大阪市北区紅梅町２番20―1201号
債務者　黒田　有里
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３０３号
大阪市鶴見区放出東２丁目３番24号　グランベル北田　602号
債務者　川東　玲子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３５３号
大阪市西区本田２丁目11番17―403号
債務者　廣根恵里佳
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３６８号
大阪市東淀川区豊新２丁目６番１―106号
債務者　河田　誠
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３７７号
大阪府門真市新橋町30番９号
債務者　戸田アソシエーションこと　戸田　久和
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３８９号
大阪府東大阪市吉田本町２丁目12番33号　ワールドハイツ190　２Ｃ
債務者　金城　勝彦
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４１９号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目７番５号　じきょう
債務者　橋詰　聡
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４２６号
大阪府東大阪市池島町３丁目６番30号　柳生文化住宅　206、前住所大阪府東大阪市若草町７番11号　若草ハイツ　Ａ302号
債務者　横畝めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４４８号
大阪府東大阪市南上小阪５番13号　メゾンＳＫ　101
債務者　升岡　達哉
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４８６号
大阪市東住吉区駒川４丁目10番５―802号
債務者　山本　正
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５０７号
大阪市西成区太子１丁目13番３号　岬荘　２―17
債務者　音丸　秀史
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５２１号
大阪府守口市南寺方南通３丁目12番２―301号
債務者　藤巻　恵
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５４４号
大阪府交野市倉治８丁目12番20―202号
債務者　小西　幸子（旧姓平良）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部